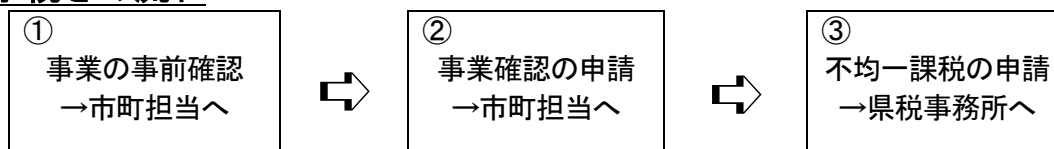


不動産取得税の不均一課税申請のご案内

兵庫県産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（産業立地条例）による不動産取得税の軽減措置（不均一課税）の適用を受けるためには、不均一課税の申請を行う必要があります。

I 手続きの流れ



II 対象不動産

1 家屋

(1) 不均一課税の対象となるのは、次に掲げる家屋です。

- ① 指定拠点地区（工場立地促進地区・既存未利用地等再生促進地区）内において新・増設された工場、事務所等（立地促進事業家屋）
- ② 促進地域内において新・増設された工場、事務所等（促進地域内事業家屋）
- ③ 県内において新・増設された本社機能施設の用に供される家屋（本社機能家屋）
本社機能施設：事務所、試験研究施設、研修施設
- ④ 県内において新・増設されたサプライチェーン対策事業施設の用に供される家屋（サプライチェーン対策事業家屋）
サプライチェーン対策事業施設：事務所、試験研究施設、生産施設、展示施設、研修施設及びこれらの附帯施設

なお、対象となる家屋であっても、次に掲げる部分は不均一課税の対象になりません。

- ・職員宿舍、従業員用駐車場等の福利厚生施設（事業遂行に不可欠な最小限のものを除く。）
- ・来客用駐車場（無償かつ事業の遂行上必要と認められるものを除く。）
- ・従業員用の更衣室、仮眠室、休憩室、ロッカー室、シャワー室、便所、湯沸室等で、従業員の慰安、娯楽その他便宜を図るための部分（事業遂行に不可欠な最小限のものを除く。）
- ・飲食店、喫茶店、物品販売施設等で利用について負担すべき対価の定めのある施設（サプライチェーン対策事業家屋のみ）
- ・その他立地促進事業等の用に直接供されない部分

(2) 立地促進事業等の用に供されている部分とそれ以外の用に供されている部分が明確に区分できない場合（出入口、廊下、階段部分等の共用部分など）は、当該部分が主としていずれの用に供されているかにより区分します。

(3) 不均一課税の適用にあたっては、新規雇用する従業員数の要件があります（指定拠点地区を除く。）。施設の種類によって要件が異なりますので、事業確認手続きの際にお問い合わせください。

2 土地

(1) 不均一課税の対象となる土地は、1の不均一課税の対象となる立地促進事業施設や本社機能施設等の用に供される家屋（以下「事業家屋」といいます。）の敷地である土地です。

(2) 土地について不均一課税を受けるためには、当該土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に、当該土地を敷地とする事業家屋の建設の着手が必要となります。

※1年以内：災害等やむを得ない理由があると認められる場合は2年に延長できます（申請が必要です。）。

※建設の着手：一定期間内の施設稼働を促すための要件で、必ずしも建築基準法上の着工の考え方と同じではありません。家屋建設に係る一連の工事（例：水盛遣方）の開始日により総合的に判断します。

- (3) 不均一課税が適用される土地の範囲は、事業家屋の敷地のうち当該家屋の不均一課税の対象となる部分の垂直投影部分に限られます。

この垂直投影部分とは、家屋を真上から投影した場合の建床面積部分をいい、軒下等の面積は含みません（規則で定める「輸送・物流に関連する分野」に属する事業については、軒下等の面積を含む場合があります。）。

★事業の確認を所管する部門による審査・調査の結果、適当と認められない部分については不均一課税が適用されないことがありますのでご注意ください。

III 軽減率

1 / 2（促進地域におけるサプライチェーン対策事業のみ 3 / 4） ※上限 2 億円

IV 提出書類

不均一課税の申請に必要な書類は次表のとおりです。土地を取得した場合は表中「土地」欄に○印のある書類を、家屋を取得した場合は表中「家屋」欄に○印のある書類を提出してください。

<表>

提出書類	土地	家屋
① 立地促進事業等に係る不動産取得税不均一課税申請書 ※1	○ (土地分)	○ (家屋分)
② 立地促進事業家屋等床面積表※1（立地促進事業等以外の用に供される部分がある場合は、求積表など床面積の積算基礎を明確にした書類も必要）	—	○
③ 建物配置図及び各階平面図（施設の位置及び用途を明確にしたもの）	—	○
④ 本社機能立地計画認定結果通知書（写し） サプライチェーン対策事業認定結果通知書（写し）	○	○※2
⑤ 不動産の登記事項証明書	○ (土地分)	○ (家屋分)
⑥ 施設の建設計画を明確に表す書類（事業計画書、工程表等）	○	—
⑦ 施設の位置及び用途を明確に表す書類（建築計画図等）	○	—
⑧ その他説明資料となる書類（パンフレット等）	○	○※2

※1 用紙は県税事務所にあります。

※2 土地に係る申請時にすでに提出された書類は家屋に係る申請時には不要です。

V 事業の確認手順のお問い合わせ

県税事務所に不動産取得税の不均一課税の申請をする前に、指定拠点地区内、促進地域内又は県の区域において行おうとする事業が産業立地条例に規定する立地促進事業等に該当するものであることについて、知事の確認を受ける必要があります。

確認の手続については、兵庫県産業労働部産業振興局産業立地室（電話：078-362-4154）または市町の企業誘致担当部局にお問い合わせください。

VI 不動産取得税の不均一課税申請手順のお問い合わせ

不動産取得税の不均一課税申請手順については、取得した不動産の所在地を担当する県税事務所の不動産取得税担当課にお問い合わせください。